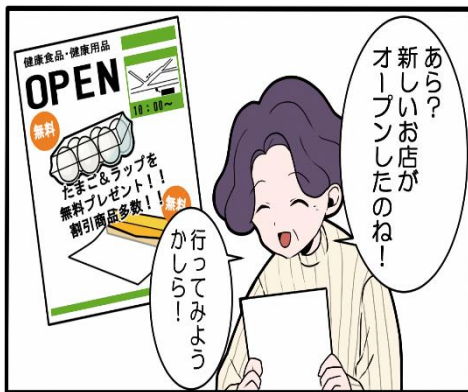


ハイ！消費生活相談員です



催眠商法は周囲の見守りも大切！！(2023年6月号)



高齢者のお金がなくなるまで次々に販売を続けるのが催眠商法です。

【事例】

業者から勧められるまま買い物をして、お金がほとんど無くなってしまった。今思えば要らない物ばかりで、開封もせず自宅に置いている。

【解説】

催眠商法(SF商法)とは、締め切った会場などに人を集め、最初に無料か安い商品を来場者に提供し、雰囲気が高まったところで高額の商品を出して説明を行い、その商品を買わせる販売方法などをいいます。

その中には、数カ月間にわたって会場に通い続ける高齢者に対し、販売員が個別に声をかけてお金が無くなるまで高額の商品を次々に勧める深刻なケースもあります。

【アドバイス】

高齢者の方へ

1. 「格安」「無料」という誘い文句につられて、近づかないようにしましょう
2. 勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう
3. 大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう

トラブルになった場合は消費生活センターまで

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)